

令和7年度「仕事と生活の調和推進月間」実施要綱

1 趣 旨

少子高齢化が進行し、労働力人口の減少が懸念される中、経済・社会の活力を持続させていくために、働く場においては、多様な人材の確保や能力の発揮、生産性の高い働き方が求められています。また、家庭や地域生活においては、子育て・介護・地域社会などを多様な人々で支え合うことが求められており、働くこととの両立が課題となっています。

こうした課題に対して、仕事、家庭、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態、すなわち仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる社会づくりに向けて、環境を整えていくことが、今、求められています。

そこで、滋賀県において、事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組むため、平成20年6月に「仕事と生活の調和推進会議しが」を設置し（平成28年11月に、名称を「仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが」に改めました）、同年11月には「仕事と生活の調和の実現に向けた共同アピール」を行い、職場や地域での実践、社会的気運の醸成等に取り組んでいます。

その取組の一環として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会づくりへの理解を深めるとともに、県内で社会全体の課題として取り組む気運を盛り上げるため、11月を「仕事と生活の調和推進月間」と定め、家庭、地域生活、職場などにおいて、県民一人ひとりがライフスタイルや職場環境を見直すことにつながる広報・啓発活動を集中的に実施します。

2 期 間

令和7年11月1日から11月30日まで

3 主 唱

仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが

（構成団体）

滋賀県商工会議所連合会／滋賀県商工会連合会／滋賀県中小企業団体中央会／滋賀経済同友会／
一般社団法人滋賀経済産業協会／公益社団法人びわこビジターズビューロー／
日本労働組合総連合会滋賀県連合会／滋賀県社会保険労務士会／滋賀子育てネットワーク／
株式会社創／社会福祉法人しみんふくし滋賀／生活協同組合コープしが／滋賀県市長会／
滋賀県町村会／滋賀労働局／滋賀県

4 実施事項

- （1）趣旨に沿った各種活動の実施
 - ・イクボス講演会等
- （2）月間の趣旨等の周知・広報活動
 - ・広報紙およびホームページへの掲載、資料提供等
- （3）趣旨に沿った諸活動の協力依頼
 - ・県内市町、構成団体への関連事業協力依頼
（各実施主体のイベント等の情報提供など）